

四国医療専門学校における新型コロナウイルス感染症の感染防止に伴う対応指針について (Ver. 8)

【方針】本指針は、本校の学生、教職員及びその家族の生命と健康、安全を守ることを目的とし、本校における新型コロナウイルス感染症の感染防止のため策定する。

【留意点】原則として、全校共通の対応指針とするが、感染状況に応じて、各号館ごとに判断するものとする。

【主要な新しい生活様式の実施】

1. 学生・教員・職員の体調管理・体調確認・感染予防・健康管理
2. 三つの密（密閉・密集・密接）の防止の徹底
3. 人と人の十分な身体的距離の確保
4. こまめな換気・通気の励行
5. 飛沫感染・接触感染の防止の徹底
6. マスクの着用
7. こまめな手洗い・手指の消毒などの手指衛生の励行
8. 咳エチケットの徹底
9. マスクなしの会話の防止の徹底

10. 移動・往来に関する感染防止対策
 - ① 感染が拡大している地域及び感染が流行している地域への不要不急の移動・往来は控える。
 - ② 帰省や旅行は、ひかえめに、出張はやむを得ない場合にする。
 - ③ 発症した時のために、誰と、どこで会ったかなどの行動記録をメモする。
 - ④ 地域の感染状況に注意する。
11. 飲食・会合
 - ① 飲食・会合は、少人数、短時間で感染リスクを回避する。

- * 「緊急事態宣言対象区域」
 新型コロナウイルス対策の特別措置法に基づき、内閣総理大臣が発出し、緊急事態措置を講じる都道府県
- * 「感染指定地域」
 各都道府県の直近1週間の新規感染者数が人口10万人あたり5人以上、かつ、感染経路不明割合50%以上に該当する地域
- * 「感染特別指定地域」
 各都道府県の直近1週間の新規感染者数が人口10万人あたり15人以上、かつ、感染経路不明割合50%以上に該当する地域

制限レベル	登校・出勤	授業・演習・実習	課外活動・アルバイト等	管理運営活動	学内会議	移動制限・外出	職場見学・就職試験	附置施設 施術所・接骨院 Yショップ 学生ホール	
0	通常	感染発生情報に留意する。							
1	小	【学生・教員・職員】 感染防止対策の上、可	【学生・教員】 感染防止対策の上、授業実施。 遠隔授業の推奨	【学生】 感染防止対策の上、実施	【職員】 感染防止対策の上、実施	【教員・職員】 感染防止対策の上、実施	【学生・教員・職員】 不要不急の移動・往来は、自粛（困難な場合は、感染防止対策の上、移動・往来）	【学生】 感染防止対策の上、実施	感染防止対策の上、実施
1.5	中	【学生】 登校自粛 【教員・職員】 感染防止対策の上、可	【学生・教員】 可能な限り遠隔授業で実施	【学生】 不要不急の活動自粛	【職員】 感染防止対策の上、実施 (在宅勤務、時差出勤を適応)	【教員・職員】 可能な限り遠隔会議	【学生・教員・職員】 ・不要不急の県内移動・往来は、自粛（困難な場合は感染防止対策の上、移動） ・県外への不要不急の移動・往来は、慎重に対応（県外に移動・往来した場合、帰県後14日間は、行動を記録する。） ・発熱等の症状がある場合は、都道府県をまたぐ移動・往来はもとより、外出を控える。	「移動制限・外出」を準用	原則禁止
2							【学生・教員・職員】 ・不要不急の県内移動・往来は、自粛（困難な場合は、感染防止対策の上、移動） ・緊急事態宣言対象区域、感染指定地域及び感染特別指定地域への移動・往来は、控える（やむを得ず移動した場合、帰県後は、14日間自宅待機してもらったことがあります）。	「移動制限・外出」を準用	
2.5	大	【学生】 原則禁止 【教員・職員】 感染防止対策の上、可	【学生・教員】 遠隔授業のみ実施 対面授業・演習・実習停止	【学生】 やむを得ない事由での活動に限り、できる限り活動自粛	【職員】 現在進行中の重要な事務継続のほか、事務機能維持のために、必要最少限の人員が出勤（その他は在宅勤務で対応）	【教員・職員】 不要不急の会議禁止（緊急の場合は遠隔会議）	【学生・教員・職員】 ・県内移動は自粛 ・緊急事態宣言対象区域、感染指定地域及び感染特別指定地域への移動・往来は、控える（やむを得ず移動・往来した場合、帰県後は14日間自宅待機）。	【学生】 不要不急の活動自粛	原則禁止
3							【学生】 県内外移動・往来自粛（隣県間の通学を除く） 【教員・職員】 県内外移動・往来自粛（隣県間の通勤・地域支援を除く）（移動・往来後は、14日間自宅待機）	・緊急事態宣言対象区域、感染指定地域への職場見学 Web見学を行っている施設はそれを優先し現地にはいかない。 臨床（臨地）実習の期間は原則禁止。 ・緊急事態宣言対象区域、感染特別指定地域での就職試験 Web試験（面接）を行っている施設はそれに準じる。 Web試験（面接）を行っていない施設では、感染防止対策の上現地に行く。ただし、面接終了後・帰県後は、14日間自宅待機。 臨床（臨地）実習中は原則受験禁止。受験する場合は、帰県後14日間の自宅待機。 なお、その期間の実習の代替は、可能な範囲で行うが、補習できない場合もありうることを理解すること。	
4	原則停止	【学生・教員・職員】 禁止	【学生・教員】 遠隔授業のみ実施 対面授業・演習・実習停止	【学生】 禁止	【職員】 最低限の学校機能維持のみ最少人数で実施（その他は在宅勤務で対応）	【教員・職員】 原則中止（緊急の場合は遠隔会議）	【学生・教員・職員】 県内外移動禁止 (自宅待機)	原則禁止	

*¹ この表は、授業等の活動内容毎にレベルを表しています。黄色は、現在の活動制限状態を示しており、今後の感染状況の変化等により見直しを行います。

*² 学外者に対しては適宜対応します。

*³ Yショップ、学生ホールについては、学園事務局と相談の上、対応します。

*⁴ 個別事案に関しては個々に適用して検討を行います。